

令和5年12月15日

意見書案第3号

国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書



令和5年12月14日

小田原市議会議長  
大川 裕 様

発議者	小田原市議会議員	鈴木和宏	㊟
〃	〃	宮原元紀	㊟
〃	〃	小谷英次郎	㊟
〃	〃	池田彩乃	㊟
〃	〃	岩田泰明	㊟
〃	〃	安野裕子	㊟
〃	〃	篠原弘	㊟
〃	〃	寺島由美子	㊟
〃	〃	楊隆子	㊟

意見書案第3号 国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第15条の規定により提出します。

## 国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

身に覚えのない罪で有罪とされる「冤罪」は、犯人とされた者やその家族の人生を破壊し、ときには犯人とされた者の生命さえ奪いかねない深刻な人権侵害と言える。このような冤罪被害者を救済するために裁判をやり直す制度として「再審」があるが、再審の開始には多くの課題がある。

再審の手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、冤罪被害の救済に向けての審理は、裁判所の広範な裁量に委ねられており、再審請求手続における審理の安定した進行が制度的に担保されていない状況にある。

また、過去には、再審段階で明らかになった、捜査機関である警察や検察庁の手元にある証拠が、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となった事例もあることから、再審における証拠開示の在り方は重要な問題となっている。この点においては、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように開示させる仕組みが必要であるが、現行法において明文規定はなく、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

さらには、再審開始決定に対する検察の不服申立てについては、冤罪の早期救済の観点から法的制限が求められる。

これらのことから、次の措置を講じられるよう刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を要望する。

- 1 旧刑事訴訟法以来、実質的な改正が行われていない再審に関する規定を見直し、冤罪被害からの救済という再審制度の目的に即した手続規定を整備すること。
- 2 再審請求人または再審請求をしようとする者からの証拠開示請求の制度を設け、検察官に証拠の保存及び開示の義務があることを明文規定するよう検討すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限するよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} あて

小田原市議会